

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を行ない、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、選択約款の変更前は、選択約款の変更内容を、変更後は、選択約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる

形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 適用条件

電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力または選択約款の低圧季時別電力（以下「低圧季時別電力」といいます。）として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（2023年4月1日実施。）の適用を受け、この選択約款実施以降も引き続き、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または低圧季時別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{その1月の蓄熱電力量} \\ &\quad \times \{ (4) \text{の電力量料金単価} - (5) \text{の蓄熱単価} \} \end{aligned}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）により計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量、稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 電力量料金単価

電力量料金単価は、次のとおりといたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

電力量料金単価は、その1月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時

間における使用電力量を含みます。) について供給約款の低圧電力の該当料金を適用して算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。

ロ 低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合

電力量料金単価は、その1月の夜間時間における使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について低圧季時別電力の該当料金を適用して算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその1月の夜間時間における使用電力量で除してえた値といたします。

(5) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	8円 82銭
-----------------	--------

(6) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

ハ 電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当該一般送配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、託送約款等に定める記録型等計量器により、各時間帯区分ごとの

開始時刻および終了時刻における計量値を確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引き（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）により算定された値を合算してえた値といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(2)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (4) 当該一般送配電事業者は、夜間使用電力量の計量を、1計量をもって行ないます。
- (5) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(2)によるものといたします。

イ 別表（調整期間および調整時間）に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ロ 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

- (2) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱ピ

ーク調整割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

イ 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{ロの契約調整電力} \times \text{ハの割引単価}$$

なお、その1月に別表（調整期間および調整時間）に定める調整期間およびそれ以外の期間がともに含まれる場合の蓄熱ピーク調整割引額は、上式によって算定された蓄熱ピーク調整割引額にその1月に含まれる調整期間の日数のその1月の検針期間の日数に対する比を乗じてえた値といたします。

ロ 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワットにつき	1,573 円 00 銭
-----------------	--------------

8 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない事項については、供給約款の低圧電力にかか

わる規定または低圧季時別電力に定めるところによるものといたします。

- (4) 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合の契約期間は、供給約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給約款26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

別 表

調整期間および調整時間

(1) 調整期間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。

(2) 調整時間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの時間といたします。ただし、次の日の該当する時間を除きます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

8月13日

8月14日

8月15日

8月16日

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。